



田中 唯登志 議員

高齢者支援事業の今後の方針は

佐矢野長寿福祉課長

健康寿命延伸のため今後も継続

佐矢野課長 モデル事業として道の駅しんよしとみに委託して平成29年度から実施。月曜・水曜・金曜に800円以上で宅配している。本年度上半期の実人員20名、利用回数156回、販売金額31万6千円。アンケート調査でも、生協などの宅配サービスを利用している方は多いようであり、この先、事業の周知に努め継続を考えている。

図 宅配サービスの現状及び検証は。

図 当初の事業目的は達成しているのか。
佐矢野課長 買い物支援のみでなく、地域コミュニティ、住民交流の場の形成、ひとり暮らしの高齢者などの見守り、安否確認機能の充実を図るといふ初期の目的は果たしていると考えている。

図 買い物困難者支援事業の現状は。

佐矢野課長 グリーンコープ生活協同組合ふくおかに委託して平成28年度から実施している。毎週木曜、安雲拓心苑・原井集会所・さざんか荘・野中内科駐車場の4箇所、金曜は吉岡公民館・東上集会所・唐原コミュニティセンターの3箇所で行っている。本年度上半期の利用状況としては、延べ210回、1,272名の方が利用し、販売金額は96万7千円となっている。

図 高齢者等買い物ツアーモデル事業の現状及び検証は。

佐矢野課長 平成30年7月から開始しており、コミュニティバスの運行時間に合せて送迎する形で行っている。7月から2月末まで16回運行し、実人員22名、利用回数56回となっている。利用した方には好評だが、事業の認知度が低いので、認知方法の検討が必要と考える。

図 買い物困難者支援事業で上毛産野菜などの販売の検討は。

佐矢野課長 現在はグリーンコープ生活協同組合ふくおかの仕入れ先に任せている。今後の契約で打合せをしながら一番いい形ができればと思う。

図 三つのサービスは連携して行うべきだが今後の方針は。

佐矢野課長 移動販売・宅配サービス・買い物ツアーの3つでワンセットの買い物困難者探索事業だと考えている。移動販売は、地域コミュニティの場として定着しつつあり、宅配サービスは、リピーターも多く、必要とされている。また、来年度の買い物ツアーは、自宅近くまで送迎する方式を試して検証したい。三事業とも、健康寿命延伸の三本の柱「栄養・運動・社会参加」の強化につながる事業であり、今後も継続していきたい。



宮本 理一郎 議員

当町において体罰の有無は

道免教育長

現状苦痛を伴うような体罰はない

▶上毛中学校授業の様子



図 家庭内の状況についての把握、調査はしているのか。
道免教育長 家庭内の養育状況について直接的な調査はしていないが、月に一回行っているいじめアンケートに先生に伝えたいことの欄を設け、そこに家庭内のことを書いていることがあれば教育相談を行っている。また、登校時や学校での子どもの様子で気になる点があれば聞き取りなどを行っている。

図 虐待、暴力があったとみられる児童生徒の姿が学校であった場合の措置は。
教育長 心身にそのような状況が確認されたら、まず担任がしっかりと話を聞き、結果を校長に報告相談し、内容によっては教育委員会に報告。教育委員会は担当課に報告し、児童相談所や警察に通告するようにしている。

図 民法において親・親権者の「懲戒権」は認められているが、学校現場で教職員が「愛のムチ」という懲戒行為が現状あるか。
教育長 社会に適用していくための望ましい生活習慣を育成する意味や様々な事情で厳しく指導することはあるが、いわゆる有形力の行使、身体的に侵害を与えるような行為や本人に肉体的苦痛を与える、ずっと正座をさせるとか給食を与えないといった、いわゆる体罰と言われるものは現在ではない。体罰によらない指導の徹底を指示している。

図 子どもの看護及び教育に必要な範囲内で親権者に「懲戒権」を認めているが、政府は家庭内などでも親の「体罰禁止」にしようとしているがどう思うか。
教育長 教育基本法で規定されているように、子どもたちが社会で生きていくために必要な基本的生活習慣などを身に着けるには、家庭教育が重要であり、その第一義

図 小中学校へのスマホ持ち込み禁止を見直そうという文科省の動きがあるが、本町としての実情は。
教育長 本町では平成25年12月に指導指針を作り、学校には持ち込まないという決めであり、現在もこれに沿って各学校を指導している。

図 本町の児童・生徒の学校での所有率調査は。
教育長 小学校で26%。中学校で66%である。

図 全国的には小学校55%。中学校66%。高等学校では97%。学力との比較では、スマホ使用時間が長いほど成績が低い実情であり健康被害も出ているがどう考えるか。
教育長 ネット依存による集中力の低下、前屈み姿勢からの心肺

学校へのスマホ持ち込み禁止見直しは

的責任は親、保護者である。ただし、家庭内においても体罰による指導は好ましくないと考える。その理由としては、正しい理論観が育まれないことや力による解決の方策を植え付けることなどがあげられる。

図 工事発注時期の現状は。
尾崎建設課長 舗装工事については水稲などの影響を受けない夏頃に発注を行うようにしている。また水路改修を伴う道路改良などで水稲の影響を受けるものは、稲の刈り取り後すぐに着工できるように発注を行っている。

図 線越ありきの発注の検討は。
尾崎課長 早めに入札を行い、準備期間を得て工事着工できるような体制を取っていきたいので、線越での工事発注は考えていない。

上毛町発注の工事は

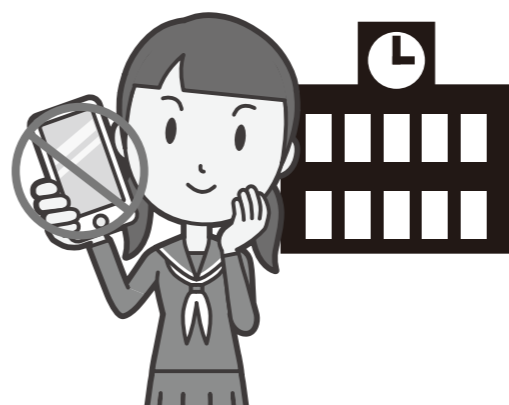
図 工事成績表の公表により技術者のスキルアップにつながるのでは。
尾崎課長 町としては、工事の進捗状況や検査時に現場代理人に対し担当職員、係長、課長が工事の内容について指導を行っている状況である。工事成績表の公表については、これからの検討課題であると考える。

図 災害時における現場代理人の特別措置の考えは。
尾崎課長 福岡県では、九州北部豪雨災害に伴い、現場代理人の不慮による入札の不調防止と、早期の復旧復興を促すための特別措置で、朝倉・田川地区を限定に施行され、概ね兼務は4件まで認められている。町として大規模災害が起きた時は、検討しなければと考えている。

図 工事検査に伴う工事成績表の公表は。



▲南吉富小学校ブロック塀工事



の不調、視力の低下など具体的なスマホによる悪影響が発表されている。学校現場では、学力の低下が最大の心配事である。

図 現実的には所有率が上がっていること。災害時の連絡手段として必要不可欠なアイテムであることから文科省は持ち込み禁止を見直そうとしている。本町はどう考えるか。
教育長 平成25年12月に本町独自で持ち込み禁止を決めた経緯があり、持ち込みについては町教育委員会で判断できると認識している。